平成２８年（フ）第１３１号
岡山県井原市下出部町186番地15
債務者　竹井　　恵
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市老松町３丁目12番30―403号
リトルハイツＮＯ．６
債務者　近森　靖文
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
高知県南国市大埇甲791番地１　レオパレスＳ＆Ｆ116号
債務者　永野　　徹
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５０号
高知市長浜24番地
債務者　今橋　　猛
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２８１号
札幌市豊平区中の島１条２丁目２番20―601号
債務者　福井　るみ
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３００号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目12番地10
ソシエ南ヶ丘203号
債務者　小野寺雪子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０７号
札幌市中央区南17条西７丁目４番13号　スマートタワー山鼻中央９Ａ号
債務者　三浦　　満
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１４号
札幌市北区新琴似８条９丁目３番８号　４ストリート89―101号
債務者　宮内　光子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６３号
札幌市豊平区美園５条６丁目３番15―103号
債務者　上田ゆか里
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８９号
札幌市白石区平和通７丁目北15番８―106号
債務者　山田　武士
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字金井378番地２
本多アパートＡ―２
債務者　伊藤　規子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１３号
群馬県伊勢崎市南千木町2472番地　シャトルメゾンＢ202
債務者　阿子島貴祥
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１７号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｈ―268号
債務者　清水久美こ
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
群馬県渋川市中村1205番地12　モンパレス渋川第一６―201
債務者　林　くみ子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
群馬県前橋市三俣町３丁目30番地７
債務者　**原**田さやか
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７６１号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地３―414
債務者　眞野美香子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係